

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

老齢基礎年金を請求する方へ

老齢基礎年金は、国民年金の保険料納付済み期間、免除・猶予期間、厚生年金・共済組合の加入期間および合算対象期間などが合計10年以上ある方が、原則65歳から受給できます。受給するためには請求が必要で、受け付けは65歳の誕生日前日からです。なお、請求書は事前に日本年金機構から発送されます。

また、繰り上げ請求（受給開始を早めて、60～64歳の間に減額された年金を受け取ること）や、繰り下げ請求（受給開始を遅くして、66～75歳の間に増額された年金を受け取ること）をすることができます。繰り下げ請求の上限年齢は、昭和27年4月2日以降に生まれた方は75歳、昭和27年4月1日以前に生まれた方は70歳です。

加入期間の全てが国民年金の第1号被保険者＝国保年金課国民年金係▶国民年金の第3号被保険者期間がある方、厚生年金等（第2号）に加入したことがある方（脱退一時金を受給した期間も含む）＝杉並年金事務所☎3312-1511

保健・福祉

5年度 眼科検診

10月1日から眼科検診を開始しています。対象の方へ9月下旬に受診券を発送しました。必ず電話等で検診実施機関に事前予約をしてから受診してください。

検診名＝眼科検診（緑内障・加齢黄斑変性）▶対

象＝40・45・50・55・60歳の方（6年3月31日時点の年齢）▶費用＝300円▶受診期限＝6年1月31日 〇杉並保健所健康推進課健診係☎3391-1015

募集します

東京都子育て支援員研修（第3期）の受講者

子育て支援分野に従事する上で、必要な知識や技能などを有する「子育て支援員」の養成研修▶**研修実施時期＝12月から▶コース＝①地域保育②地域子育て支援③放課後児童 〇都内在住・在勤の方 〇申込書（地域子育て支援課〈区役所東棟3階〉で配布。①東京都福祉保健財団②③東京リーガルマインドホームページからも取り出せます）を、①同財団（〒163-0718新宿区西新宿2-7-1小田急第一生命ビル18階）②③同社（〒164-0001中野区中野4-11-10）へ簡易書留で郵送。または①同財団②③同社ホームページから申し込み／**申込期限＝10月16日**（消印有効） 〇①同財団☎3344-8533②③同社☎5913-6225**

すぎなみ本の帯アイデア賞の作品

その本が読みたくなるような帯を募集します。**〇作品は本にかけて提出。用紙の種類・字体・字数などは自由。著作権・個人情報保護に触れるものは使用不可。応募者本人の創作で未発表のもの。1人1点 〇区内在住・在勤・在学で小学生～18歳の方 〇区立小中学生で在学の学校で作品をまとめている場合＝学校へ提出▶個人＝作品に応募用紙（図書館で配布。区ホームページからも取り出せます）を添えて、中央図書館（〒167-0051荻窪3-40-23）へ郵送・持参／**申込期間＝10月13日～27日 〇同図書館事業係☎3391-5754 〇作品は11月下旬（入選作品は6年2月中旬）に返却予定****

広告掲載

◆広報すぎなみ
6年1～3月に発行する「広報すぎなみ」に掲載する

広告を募集します。

〇主な配布方法＝新聞折り込み、区施設・駅・コンビニエンスストアなどの広報スタンドほか。希望者への個別配布あり▶発行日＝月2回（1・15日）▶発行部数＝約15万部（4年度実績）▶掲載料＝1号1枠1万円▶規格＝縦10mm×横235mm▶掲載位置＝広報紙中面下部欄外▶募集枠＝1号4枠（1社1号1枠） 〇申込書（区ホームページから取り出せます）に広告原稿案を添えて、10月31日までに広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

◆区ホームページ バナー広告

〇閲覧数＝月平均約18万9000件（トップページ。4年度実績）▶掲載料＝1月1枠2万円▶規格＝GIF画像またはJPG形式。縦60ピクセル×横120ピクセル。4キロバイト以下▶掲載位置＝トップページ下部▶募集枠数＝月20枠（1社月1枠）▶その他＝毎月5日までの申し込みで翌月1日からの掲載 〇申込書（区ホームページから取り出せます）に広告原稿案を添えて、広報課広報係へ郵送・ファクス・Eメール・持参

…… いずれも ……

〇広報課広報係（区役所東棟5階☎3312-9911 〇koho-suginami@city.suginami.lg.jp）

地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録

災害時に自力での避難行動や避難生活が困難な方に対し、地域の方が安否確認などを行う制度です。

登録すると、民生児童委員やケア24職員などが訪問し、避難の際の支援方法や避難生活に必要な配慮などを聞き取り、「個別避難支援プラン」を作成します。プランの情報は、「登録者台帳」に記録され、災害時の安否確認や避難支援に役立てられます。

〇高齢・障害等で災害時の避難に関する支援を必要とし自宅で生活している方 〇申込書（保健福祉部管理課地域福祉係〈区役所西棟10階〉・ケア24で配布。区ホームページからも取り出せます）を同係へ郵送・持参。またはケア24へ持参 〇同係

各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	〇時月・金曜日、午後1時～4時（祝日を除く） 〇場区役所1階ロビー	〇東京土建杉並支部☎3313-1445、区住宅課
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	〇時10月11日(水)午後1時～4時 〇場区役所1階ロビー 〇他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	〇市街地整備課耐震改修担当
マンション管理無料相談	〇時10月12日(木)午後1時30分～4時30分 〇場区役所1階ロビー 〇〇区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者ほか 〇定3組（申込順）	〇杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書（区ホームページから取り出せます）を、同会事務局☎3393-3652へファクス 〇同会事務局☎3393-3680、区住宅課空家対策係
行政書士による相談	〇時10月13日(金)午後1時～4時 〇場相談室（区役所西棟2階） 〇内相続・遺言・離婚・金銭問題など書類手続きに関すること 〇定6名（申込順） 〇他1人30分	〇電話で、10月6日から東京都行政書士会杉並支部☎0120-567-537（午前8時30分～午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉）
行政相談★	〇時10月13日(金)午後1時～4時 〇場区政相談課（区役所東棟1階） 〇内国の仕事など（年金・福祉・道路など）の苦情・相談	〇区政相談課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	〇時10月17日(火)、11月7日(火)午後1時～4時 〇場区役所1階ロビー 〇他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真などを持参	〇東京都建築士事務所協会杉並支部☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
専門家による空家等総合無料相談	〇時10月19日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 〇場住宅課相談室（区役所西棟5階） 〇〇区内の空き家などの所有者ほか（親族・代理人を含む） 〇定各1組（申込順） 〇他1組45分	〇電話で、住宅課空家対策係。または申込書（区ホームページから取り出せます）を、同係☎5307-0689へ郵送・ファクス／ 申込期限＝10月17日 〇同係
不動産に関する無料相談	〇時10月19日(木)午後1時30分～4時30分 〇場区役所1階ロビー	〇電話で、東京都宅地建物取引業協会第10ブロック☎6407-9152（午前9時～午後5時〈土・日曜日、祝日を除く〉） 〇同団体、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	〇時10月21日(土)午後1時～4時 〇場相談室（区役所西棟2階） 〇定12名（申込順） 〇他1人30分	〇電話で、専門相談予約専用☎5307-0617（午前8時30分～午後5時）。または直接、区政相談課（区役所東棟1階）／ 申込期間＝10月16日～20日 〇同課

※★は当日、直接会場へ。

凡例 〇日時 〇場場所 〇内内容 〇師講師 〇対対象 〇定定員 〇費参加費（記載のないものは無料） 〇申申し込み（記載のないものは直接会場へ） 〇問問い合わせ 〇他その他 〇Eメールアドレス 〇HPホームページアドレス

生活・環境

都市計画案の縦覧と意見書の提出

「都市計画法」に基づき、区民および利害関係人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。
 因東京都市計画公園（杉並第2・2・54号〈下高井戸四丁目第二公園〉）の変更、東京都市計画生産緑地地区の変更▶縦覧期間=10月2日(月)～16日(月)（土・日曜日、祝日を除く）▶縦覧場所=都市整備部管理課（区役所西棟5階）▶意見書の提出=意見書（様式自由）に都市計画案の名称・日付・住所・氏名を書いて、10月2日～16日に同課へ郵送・持参 図同課庶務係

ダニアレルゲン量の検査

ダニは6～10月にかけて増え、死骸やふんは、アレルギー疾患の原因となることがあります。区では、ダニアレルゲン量が多くなるこの時期に、布団等に掃除機をかけて吸い取ったホコリに含まれるダニアレルゲン量の簡易測定を行い、結果をお知らせします。
 申電話で、10月20日までに杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991

ご協力をお願いします

令和5年台風第6号災害義援金

◆日本赤十字社での受け付け

【受付期限】 11月30日
 【入金方法】 「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00100-3-266346 口座加入者名 日赤 令和5年台風第6号災害義援金」へ振り込み
 ※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振替手数料はかかりません。

◆区役所にも義援金箱を設置します

【設置期限】 11月29日
 【設置場所】 保健福祉部管理課地域福祉推進担当（区役所西棟10階）／休業日を除く



図保健福祉部管理課地域福祉推進担当

10月10日開設! あなたの何かしたい!が見つかる!

公民連携プラットフォームのサイトを新たに開設します

区は、公民連携プラットフォームのサイト（右2次元コード）を通して個人・団体の皆さんがつながることを支援し、さまざまな地域の課題解決を目指します。



—— 問い合わせは、企画課公民連携担当へ。

＼こんな方の利用をお待ちしています!／

- ・何かしてみたいけど、何から始めたらいいのかわからない…。
- ・こんな活動をしたい（している）けど、一緒にやってくれる人はいないかな…?

赤い羽根共同募金運動にご協力をお願いします

さまざまな地域課題に取り組む民間の社会福祉施設や地域福祉団体、ボランティア団体などの活動に役立てられます。同募金は、12月31日まで受け付けています。ご協力をお願いします。



—— 問い合わせは、東京都共同募金会杉並地区協会の（杉並区社会福祉協議会内）☎5347-1010へ。

パブリックコメントも始まります!

「杉並区総合計画」等の改定案について地域説明会を開催します

区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するため、「杉並区総合計画」等の改定作業を進めています。計画改定にあたり区民の皆さんからご意見を伺うため、説明会を開催します。ぜひご参加ください。なお、改定案は今後「広報すぎなみ」や区ホームページでお知らせします。



杉並区長 岸本 聡子

—— 問い合わせは、企画課へ。

◆改定する計画

「杉並区総合計画」「杉並区実行計画」「杉並区区政経営改革推進計画」「杉並区協働推進計画」「杉並区デジタル化推進計画」「杉並区区立施設再編整備計画」

◆計画改定の説明会

各回の前半は各計画の改定案を説明します。後半はオープンハウス形式でパネル展示等をご覧いただき、区長と区職員が皆さんの意見を伺い、質問に答えます。

定員 各30名（申込順）

申し込み 電話・ファクス・Eメール（12面記入例）に以下の①～⑩で興味のある分野・特に聞いてみたい分野（第2希望まで）も書いて、企画課☎3312-9912✉kikaku-k@city.suginami.lg.jp。またはLoGoフォーム（右2次元コード）から申し込み／申込期限=各実施日5日前



分野 ①防災・防犯②まちづくり・地域産業③環境・みどり④健康・医療⑤福祉・地域共生⑥子ども⑦学び⑧文化・スポーツ⑨区政改革・協働・デジタル化の推進⑩施設の再編整備

その他 託児・手話通訳・要約筆記あり（各実施日14日前までに、同課）。11月11日の説明会の様子は後日YouTube杉並区公式チャンネルで動画配信予定。車での来場不可

日程	時間	会場
10月31日(火)		西荻地域区民センター (桃井4-3-2)
11月1日(水)	午後6時～8時	荻窪地域区民センター (荻窪2-34-20)
11月2日(木)		高井戸地域区民センター (高井戸東3-7-5)
11月3日(祝)	午後2時～4時	セシオン杉並 (梅里1-22-32)
11月6日(月)		永福和泉地域区民センター (和泉3-8-18)
11月7日(火)	午後6時～8時	井草地域区民センター (下井草5-7-22)
11月11日(土)	午後2時～4時	区役所第4会議室 (中棟6階)

パブリックコメント（区民等の意見提出手続き）は、10月31日(火)～12月4日(月)を予定しています。

※申し込みは、開始日の記載がない場合は「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
 ※申込期限に（消印有効）の記載がない場合は必着です。
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

ぜひご参加ください

下井草駅周辺地区まちづくり オープンハウスの開催

下井草駅周辺まちづくりの経過等についてパネル展示を行います。
来場者に区職員が直接説明し、意見を伺い、質問に答えます。

日時 10月13日(金)午後5時～8時、14日(土)午前9時～正午

場所 八成区民集会所(井草1-3-2)

国市街地整備課鉄道立体係 ☎10月14日(土)午後0時30分～23日(月)正午にパ
ネル展示のみ実施。車での来場不可



6年4月から変わります

不動産相続の 登記申請の義務化

不動産を相続した場合の登記申請が、6年4月から義務化され
ます。正当な理由なく申請をしなかった場合には、10万円以下の
過料が科されることがあります。不
動産を相続した場合は、早めに登
記申請をしましょう。詳細は、東京
法務局ホームページをご覧ください
か、相続登記相談センター☎0120-
13-7832へお問い合わせください。



国東京法務局杉並出張所☎3395-0255

70歳になる方へ 都営交通(日暮里・舎人ライナーを含む)・都内民営バス等が利用できます

東京都シルバーパスの購入



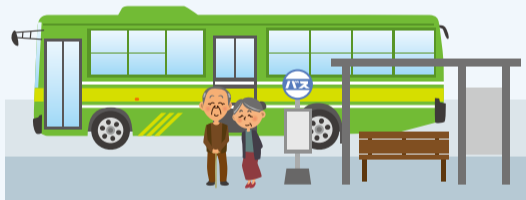
70歳になる月の初日から購入できます。最寄りのバス営業所・都営地下鉄定期券発売所等のシルバーパス発行窓口にお申し込みください。

対象者

都内に住民登録している70歳以上の方(寝たきりの方を除く)

費用

- ①5年度の住民税が非課税の方②5年度の住民税は課税であるが4年の合
計所得金額が135万円以下の方=1000円
- ③5年度の住民税が課税の方=2万510円



国東京バス協会☎5308-6950(月～金曜日午前9時～午後5時(祝日を除く))、最寄りのバス会社の営業所・案内所

必要書類

◆全員

住所・氏名・生年月日が確認できる本人確認書類(保険証・運転免許証
など)

◆①の方は次のいずれか1点

- ・5年度杉並区介護保険料納入通知書(7月12日発行。再発行不可)
- ・5年度住民税非課税証明書(区が発行したもの。有料)
- ・生活保護受給者証明書(生活扶助を表す記載があり4月1日以降に福祉
事務所が発行したもの)

◆②の方は次のいずれか1点

- ・5年度杉並区介護保険料納入通知書(7月12日発行。再発行不可)
- ・5年度住民税課税証明書(区が発行したもの。有料)

東京都最低賃金の改正

東京都最低賃金は、10月1日から時間額1113円に改正されま
した。

都内で働く全ての労働者に適用されます。最低賃金の引き上
げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金な
どの各種助成金制度を設けています。

国東京都最低賃金=東京労働局労働基準部賃金課☎3512-1614、
東京働き方改革推進支援センター☎0120-232-865 ▶業務改善助
成金=業務改善助成金コールセンター☎0120-366-440、東京働
き方改革推進支援センター☎0120-232-865、東京労働局雇用環
境・均等部企画課☎6893-1100



安心して住み続けるために

2023年度 耐震キャンペーン



都が主催の2023年度耐震キャンペーンを実施します。詳細は、東
京都耐震ポータルサイトをご確認ください。

耐震フォーラム

国11月21日(火)午後1時～4時 場都民ホール(新宿区西新宿2-8-
1) 国講演=「関東大震災100年を踏まえた安全で安心な都市
の実現について」(東京大学教授・加藤孝明)、「2000年以前に建
築された新耐震木造住宅の耐震化の重要性について」(東京都建
築士事務所協会・臼井勝之) 国2023年度耐震キャンペーン事務
局☎3341-2513 国後日、東京都耐震ポータルサイトで講演を
配信

広告

結婚相談

～30年の実績～

日高 晶元 が入会から成婚までサポートします・日本仲人連盟(NNR)加盟・新宿区高田馬場 4-1-6-401 木曜休

高田馬場結婚相談所

tel.03-5386-3161



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

ご確認ください

粗大ごみ処理手数料・事業系有料ごみ処理券料金等の改定

廃棄物処理手数料について、以下のとおり改定しました。



▲事業系有料ごみ処理券新券

●粗大ごみ処理手数料

家庭から家具等の大きなごみ（おおむね一辺の長さが30cm以上）を出す場合の処理手数料を改定しました（要事前予約）。

品目例	改定後の料金
布団・スーツケース（キャスターバッグ）・扇風機	400円
テーブル・座卓（最大辺100cm以上150cm未満）	900円
シングルベッド・食器洗い乾燥機	1300円
ダブルベッド・オープンレンジ（ビルトイン型）	2300円
両袖机・箱物家具（高さ・幅・奥行きの合計が405cm以上）	3200円
区民持込による処理手数料（日曜日のみ。1回5点まで）	400円

※1点当たりの手数料。

●臨時ごみ処理手数料

家庭から一度に45ℓの袋で4袋以上のごみを出す場合の処理手数料を改定しました（要事前予約）。

	改定後の料金
1kg当たり	46円

●事業系有料ごみ処理券

料金改定に伴い、処理券が新しくなります。

新券

区内取扱所（コンビニ・スーパー等）で、販売しています。

旧券

10月31日まで使用できます。残った券は、11月1日から以下の受付窓口で旧料金と改定後料金との差額を支払うことで、新券と交換するか、還付を受けることができます（還付の場合は後日指定された銀行口座へ振り込み）▶**受付窓口**=ごみ減量対策課（区役所西棟7階）・杉並清掃事務所（成田東5-15-20）

券種	旧料金	改定後の料金
10ℓ相当券（1セット10枚）	760円	870円
20ℓ相当券（1セット10枚）	1520円	1740円
45ℓ相当券（1セット10枚）	3420円	3910円
70ℓ相当券（1セット5枚）	2660円	3045円

●事業系一般廃棄物処理手数料

許可業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分契約を結ぶときの契約上限額を改定しました。

	改定後の料金
1kg当たり	46円

区ごみ減量対策課管理係、杉並清掃事務所管理係 ☎3392-7281

申請期限が迫っています！

令和5年度住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金の申請はお済みですか？

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担軽減のため、令和5年度住民税非課税世帯等に対し、物価高騰対策支援給付金を支給しています。支給を希望する対象世帯の世帯主は、必要書類を期限までに提出してください。また、修正申告等により世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税となった場合は、確認書を発送していないため、申し出が必要です。杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンターへご連絡ください。なお、電子申請も可能です。詳細は、特設ホームページ（右2次元コード）をご確認ください。



支給金額

1世帯当たり3万円

※1世帯1回限り。指定された銀行口座へ振り込み。

提出期限

10月31日（消印有効）

問い合わせ

杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター
☎0120-378-233

（午前8時30分～午後5時15分〈土・日曜日、祝日を除く〉）

※窓口での相談は電話予約が必要です。



対象者・手続き・必要書類・支給時期

	①令和5年度住民税非課税世帯	②家計急変世帯
対象者	5年6月1日現在、杉並区に住民登録があり（※1）、世帯全員が5年度住民税均等割非課税である世帯 ※1. 世帯の中に、5年1月2日以降に転入した方がいる場合、5年1月1日現在で住民登録のあった市区町村から令和5年度住民税非課税証明書を取得し、提出してください（15歳以下の方は不要）。	①に該当しない世帯で、5年6月1日現在かつ申請日時点において引き続き杉並区に住民登録があり、予期せぬ事由により、5年1～10月の収入が減少し、世帯全員が5年度住民税均等割非課税相当（※2）と認められる世帯 ※2. 世帯全員のそれぞれの収入見込額（5年1～10月の任意の1カ月収入×12）が住民税均等割非課税水準以下であることなどを指します。適用される限度額については世帯状況により異なりますので、お問い合わせください。
手続き	7月3日(月)から順次、世帯主宛てに確認書または申請書等を同封したお知らせを発送しています。必要事項を記入の上、返送してください。	区への申請が必要です。
必要書類	・確認書または申請書 ・その他必要書類	・申請書兼簡易な収入（所得）見込額の申立書（特設ホームページから取り出せます） ・その他必要書類
支給時期	受付件数の状況により、書類の提出からおおむね1カ月後	

※①②の重複支給は不可。DV等避難者も給付金を受け取ることができる場合があります。最新の税情報により、不支給となる場合があります。当給付金の支給後、修正申告等により支給要件に該当しないことが判明した場合には給付金を返還していただく必要があります。

広告



美味しい食事とリハビリで明日はもっとアクティブに！

介護付有料老人ホーム **ウィーザス荻窪**

お食事付 見学会受付中！

☎0120-142-658

9:00～19:00（平日・土日・祝日）



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。